

審 査 基 準

平成 27 年 4 月 1 日作成

法 令 名 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
根 拠 条 項 : 第 59 条第 10 項
処 分 の 概 要 : 運搬証明書の再交付
原 権 者 (委 任 先) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第 6 条 (運搬証明書の再交付)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 2 日以内 (行政庁の休日は含まない。)
申 請 先 : 静岡県警察本部生活保安課
問 合 せ 先 : 同 上
備 考 :